

健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）申請に係るQ & A

令和5年8月21日掲載
令和5年9月13日掲載
令和5年9月29日掲載

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
8月21日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	締切日までは何度でもアップロードが可能です。最後にアップロードされたファイルを申請書として受け付けます。
8月21日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「受付完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。アップロード後の画面を印刷して控えとしてください。 ただし、ファイルの受領確認メールは、2023年10月25日(水)中（回答締切の3営業日後）にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが2023年10月26日(木)になっても届かない場合は、事務局にお問い合わせください。
8月21日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本申請書は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
8月21日	全般	「健康経営優良法人2023」の認定を受けている法人も、今回の認定に申請する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2023」認定期間は2024年3月31日までとなっています。 そのため、「健康経営優良法人2023」に認定されている法人も、2024年4月以降も認定を受け続けるには、「健康経営優良法人2024」に申請が必要です。
8月21日	全般	法人格の無い任意団体や個人事業主等は申請できるか。	法人格がない場合は申請できません。 申請にあたっては、①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることが必要です。
8月21日	全般	代表者一人のみの法人は申請できるか。	「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者1人のみ（従業員が0人）の法人は申請しても認定されません。
8月21日	全般	制度としては存在するものの、対象者が今まで発生していない為、実際の適用例がないものについてはどのような扱いになるのか。（例えば、生理休暇の制度はあるものの、女性従業員がいない為実施例が無い、など）	評価項目にもよりますが、実績がない場合でも、組織として適合基準に対応する制度の創設や環境の整備を行っている場合は評価の対象となります。 ただし、「項目番号3-2-1：④管理職または従業員に対する教育機会の設定」のように制度整備に加えて、実績が必須となっている項目があります。各項目の詳細をご確認ください。
8月21日	認定要件	表のandとorの意味が分からない。	andは両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
8月21日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。 具体的に保管すべき資料の例は「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料等」を確認ください。
8月21日	認定要件	設問で⇒「評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。 必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合であっても他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
8月21日	認定要件	設問で⇒「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	「Q●も非実施の場合、評価項目不適合」とは当該の設問及びQ●の両設問が不適合となった場合、評価項目不適合となるものです。 また、評価項目不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。
8月21日	認定要件	設問で⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	当該の設問は必須項目であるため、⇒「健康経営優良法人不認定」の選択肢を選択した場合、不認定となります。
8月21日	認定要件	★マークのついていない設問は回答しないと不認定になるか。	★マークのついていない設問は、回答の有無や内容は認定の可否に一切影響いたしません（Q1～4は除く）、全ての設問に回答ください。
8月21日	誓約事項	誓約事項の誓約者(法人の代表者、従業員代表名)に役職の記載は必要か。	役職等は不要です。氏名だけで構いません。

個別の設問に関する内容			
8月21日	Q6	自治体と保険者が共同で「健康宣言」事業を運営している場合は、Q6でどの 選択肢を選択したらいのか。	自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いになります。そのため、選択肢「1 申請日時時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。
8月21日	Q6	Q6の◆3つめの3行目がおかしいのではないか。何か文章が抜けているのではないかと。	<p>Q6の注釈に誤植がありました。正しくは、下記になります。</p> <p><正></p> <p>◆保険者が実施する健康宣言事業の参加要件は各保険者によって異なるため、加入している保険者に事前にご確認ください。□</p> <p>◆全国健康保険協会（協会けんぽ）の場合は、各支部で健康宣言事業を実施しているため、選択肢「3」「4」を選択すると不適合となります。□</p> <p>◆健康保険組合の場合は、各都道府県連合会で健康宣言事業を実施しているため、選択肢「3」「4」を選択すると不適合となります。□</p> <p>◆東京都に所在している医療保険者のうち健康企業宣言東京都推進協議会による銀の認定取得を健康経営優良法人申請の要件としている保険者に加入している場合は、銀の認定が必要になるため、取得していない場合は選択肢「5」に該当し、不適合となります。□</p> <p>◆各自治体と保険者が共同で実施している健康宣言事業の場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく加入保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いとなるため、選択肢「3」を選択すると不適合となります。□※やまがた健康企業宣言、ふじのくに健康づくり推進事業所宣言、とやま健康企業宣言、うちなー健康経営宣言など□</p> <p>◆都道府県・市区町村等、各自治体にて実施している健康宣言事業については、法人が所在する自治体にご確認ください。□</p>
9月13日	誓約事項	誓約の従業員について、 (①と②は別会社の具体例) ①常時使用する従業員が管理監督者しかないが、どのように対応すればよいか。 ②家族経営で、兼務役員（取締役兼経理部長）しかないが、どのように対応すればよいか。	<p>①管理監督者の中から、従業員代表を選出してください。 ただし、管理監督者の要件を満たしているかは以下のサイトの記載などを参照し、改めてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/kanri.pdf</p> <p>②兼務役員の中から、従業員代表を選出してください。 ただし、そもそも経営者の家族を兼務役員として扱って良いかは以下のサイトの記載などを参照し、改めてご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5205.htm</p>
9月13日	Q34	申請書（エクセルファイル）のQ34注釈◆3つ目の左側のセル（A列1382行）に「なお、グループ会社や取引先からの依頼・広告を除きます。」とあるが、誤植か。	<p>申し訳ありません。A列1382行目に記載された「なお、グループ会社や取引先からの依頼・広告は除きます。」は誤植となります。</p> <p>なお、Q34にて回答いただく情報発信の回数については、◆注釈3つ目にあります通り、グループ会社からの依頼又は自社広告は除いてご回答ください。</p>
9月13日	Q10SQ3	健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）認定申請書の「Q10・SQ3」は「★」が記載されており、認定要件に係る設問と思いますが、「2：開示不可」を選択すると「健康経営優良法人不認定」となるのか。	<p>健康経営の推進計画の策定にあたっては各法人にて独自の計画を策定いただいている一方で、長年の取り組みによるマンネリ化などが課題に挙げられていることから、健康経営推進計画の参考事例を示すことが必要と考え、Q10 SQ2の記載内容をACTION!健康経営や経済産業省等のウェブサイトでご公開することを予定しております。</p> <p>そのため、Q10SQ3については、開示可・不可によらず、回答することを必須の設問としております。</p>
9月13日	ブライツ500フィードバックレポート	ブライツ500になった場合、フィードバック結果は大規模法人部門のようにACTION!健康経営や経済産業省等のウェブサイトでご公表されるのか。	<p>健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）より、ブライツ500申請法人に対しては、ブライツ500設問に関する評価結果の情報をフィードバックシートとしてお送りします。</p> <p>大規模法人部門のようにACTION!健康経営や経済産業省等のウェブサイトでのフィードバック結果の公表は予定していません。</p> <p>「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）今年度の概要と主な変更点の説明資料」についても文意を明確にし、修正・差替えております。</p> <p>健康経営優良法人2024(中小規模法人部門)今年度の概要と主な変更点</p>
9月29日 NEW!	Q1SQ1a	全国健康保険協会（協会けんぽ）船員保険に加入している場合、Q1SQ1aのプルダウンに該当する選択肢が無いがどのように回答すればよいか。	<p>選択肢がなく失礼いたしました。</p> <p>協会けんぽ船員保険加入の場合につきましては、申請書末尾にある【ご意見欄】に協会けんぽ船員保険加入である旨、記載ください。</p> <p>なお、令和6年度申請書改定時には選択肢を追加いたします。</p>